



第四章 実用新案権

第一節 実用新案権

(実用新案権の設定の登録)

第一四条 実用新案権は、設定の登録により発生する。

2 実用新案登録出願があつたときは、その実用新案登録出願が放棄され、取り下げられ、又は却下された場合を除き、実用新案権の設定の登録をする。(改正、平五法律二六、平八法律六八)

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を実用新案公報に掲載しなければならない。

一 実用新案権者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 実用新案登録出願の番号及び年月日

三 考案者の氏名及び住所又は居所

四 願書に添付した明細書及び実用新案登録請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容(改正、平一四法律二四、平一六法律七九)

五 願書に添付した要約書に記載した事項

六 登録番号及び設定の登録の年月日

七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(改正、平五法律二六)

4 特許法第六十四条第三項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約書に記載した事項を実用新案公報に掲載する場合に準用する。(改正、平五法律二六、平六法律一一六)

〔旧法との関係〕 六条一項

〔趣旨〕

特許法六六条の「趣旨」参照。

本条は、実用新案権の設定の登録について規定したものである。

一項は、特許法六六条一項と同様、実用新案権発生の要件及び時期について規定したものである。

二項は、平成五年の一部改正において新たに規定されたものであり、実用新案権の設定の登録の手続について規定したものである。なお、平成八年の一部改正において「無効」を「却下」に改めたが、これは七条四項の改正と同趣旨のものである。

従来は、実体的要件についての審査を経た後登録料の納付を待って、設定の登録を行うことを規定していたが、平成五年の一部改正においては、実体的要件についての審査を行うことなく登録を行うことにより早期権利保護を図ることを目的としているため、実用新案登録出願があった場合には、基礎的要件についてのみを審査し、出願の瑕疵が補正命令(六条の二)によっても治癒されず、出願が却下(二条の三、二条の五第二項において準用する特許法一八条の二第一項又は四八条の五第三項において準用する特許法一八四条の五第三項)される場合及び出願が放棄され又は取り下げられている場合を除いて、早期に登録することを規定したものである。

三項は、実用新案権が登録された場合に発行する公報に掲載する事項について規定したものである。





平成一四年の一部改正において、実用新案法五条二項の「明細書」から「実用新案登録請求の範囲」が分離されたことに伴い、本項にも同様の修正が加えられた。

また、平成一六年の一部改正により、一定の範囲で明細書の考案の詳細な説明に対する訂正が行えるようになったことから、明細書の考案の詳細な説明における訂正の箇所を判別することができるよう、明細書の実用新案公報への掲載が要部掲載から全文掲載に変更された。

四項は、要約書に不備がある場合には、特許庁長官は自ら作成した事項を公報に掲載できることを規定した特許法六四条三項の規定を準用したものである。

〔字句の解釈〕

- 1 〈登録料〉三一条一項
- 2 〈登録料の免除又は猶予〉三二条の二
- 3 〈実用新案公報〉五三条

(明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正) (見出し改正、平一四法律二四)

第一四条の二 実用新案権者は、次に掲げる場合を除き、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図

面の訂正を一回に限りすることができる。

- 一 第十三条第三項の規定による最初の実用新案技術評価書の謄本の送達があつた日から二月を経過したとき。
- 二 実用新案登録無効審判について、第三十九条第一項の規定により最初に指定された期間を経過したとき。

(本項追加、平一六法律七九)

2 前項の訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- 一 実用新案登録請求の範囲の減縮
- 二 誤記の訂正
- 三 明りようでない記載の釈明
(本項追加、平一六法律七九)
- 3 第一項の訂正は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面（前項第二号に掲げる事項を目的とする訂正の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面）に記載した事項の範囲内においてしなければならない。（本項追加、平一六法律七九）
- 4 第一項の訂正は、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。
- 5 特許法第四条の規定は、第一項第一号に規定する期間に準用する。（本項追加、平一六法律七九）
- 6 第一項の訂正をする者がその責めに帰することができない理由により同項第一号に規定する期間を経過するまでにその訂正をすることができないときは、同号の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその訂正をすることができる。（本項追加、平一六法律七九）
- 7 実用新案権者は、第一項の訂正をする場合のほか、請求項の削除を目的とするもの限り、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができる。ただし、実用新案登録無効審判が特許庁に係属している場合において第四十一条において準用する特許法第五十六条第一項の規定による通知があつた後（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができない。（改正、平一四法律二四、平一五法律四七、平一六法律七九）

- 8 第一項及び前項の訂正は、実用新案権の消滅後においても、することができる。ただし、実用新案登録無効審判により無効にされた後は、この限りでない。(改正、平一五法律四七)
- 9 第一項又は第七項の訂正をするには、訂正書を提出しなければならない。(本項追加、平一六法律七九)
- 10 第一項の訂正をするときは、訂正書に訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面を添付しなければならない。(本項追加、平一六法律七九)
- 11 第一項又は第七項の訂正があつたときは、その訂正後における明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面により実用新案登録出願及び実用新案権の設定の登録がされたものとみなす。(改正、平一四法律二四、平一六法律七九)
- 12 第一項及び第七項の訂正があつたときは、第一項の訂正にあつては訂正した明細書及び実用新案登録請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容を、第七項の訂正にあつてはその旨を、実用新案公報に掲載しなければならない。(改正、平一六法律七九)
- 13 特許法第二百二十七条及び第三百二十二条第三項の規定は、第一項及び第七項の場合に準用する。(改正、平一六法律七九)
- (本条追加、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、実用新案権の設定の登録がなされた後の明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正の範囲及び時期等について規定したものである。

本条は、平成五年の一部改正で設けられたが、平成一六年の一部改正前は、自己責任原則に基づく無審査登録主義の

趣旨及び第三者の監視負担増への懸念といった観点から、訂正は請求項の削除を目的とするものに限り認められていた。

特許制度においては、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正が可能となっているため、第三者からの攻撃（無効審判請求や情報提供等）に対して無効理由に該当する瑕疵を取り除くことにより防御することができる。一方、実用新案制度においては、請求項の削除を目的とする訂正のみが認められているため、第三者からの攻撃に対して防御する余地がない。また、実用新案制度は早期無審査登録制度を採用しており、補正の機会もほとんどないことから、実質的な訂正が認められていないことは権利者に酷であり、訂正の許容範囲を拡大すべきとの要請、特に、実用新案技術評価書を取得した後及び無効審判の際に実質的な訂正をできるようにすべきとの要請があった。

他方、何ら制限を設けずに実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正を認めた場合、出願当初の実用新案登録請求の範囲に不当に広い権利範囲の請求項（例えば、携帯電話のアンテナを改良した考案であっても、単なる「携帯電話」という請求項を記載した場合）を記載しておき、その後、評価書又は無効審判で提示された先行技術を参考にしながら、第三者の製品を含み、かつ無効理由のない請求項に訂正することが可能となる。そのため、整備された権利範囲を出願時に設定する意欲が低下し、不当に広い権利範囲を有する実用新案権が増大すると考えられる。このようなことが起こった場合、第三者は当初の不当に広い権利範囲のうちのどの範囲について實際上権利が有効であるかということを予測しなければならなくなり、過大な調査負担を負うことになる。

そこで、平成一六年の一部改正において、第三者の負担が過大とならないよう、一定の制限を加えつつ、訂正の許容範囲が拡大された。

一項は、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正の時期と回数について規定する。実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正が無制限に認められると、整備された権利範囲が出願時に設定されない可能性が生じる。

また、無審査主義で登録を認めることを考慮すると、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正を無制限に許容することは、第三者の監視負担の著しい増大を招く。したがって、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正については、時期及び回数が限定される旨が規定されている。具体的には、実用新案技術評価書を取得した後及び無効審判の際に訂正したいという要望に配慮し、実用新案権の設定登録後、最初の評価書の謄本の送達があった日から二月を経過するまで、又は無効審判について最初に指定された答弁書提出可能期間を経過するまでに制限し、かつ全期間を通じて一回のみ認めることとされた。一号又は二号に掲げるいずれか早い方の期間を経過した後は、訂正を一回も行っていない場合であっても、訂正をすることができないことに留意する必要がある。

なお、一項の規定は請求項ごとに実用新案登録又は実用新案権があるものとみなされるものではないから（五〇条の二）、一部の請求項を評価した場合であっても、すべての請求項を評価した場合であっても、何ら取扱いに差違はない（無効審判請求も同様）。つまり、評価されていない請求項がある場合についても、実用新案技術評価書の謄本の送達があった日から二月を経過するまでが、評価されていない請求項を含めた明細書等に対する訂正可能期間となる。

二項から四項までは、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正の範囲について規定する。訂正により権利範囲が拡大することが第三者の予測可能性を害することを踏まえ、訂正の範囲は、特許制度と同様、実用新案登録請求の範囲の減縮、誤記の訂正及び明りょうでない記載の釈明を目的とするものに限られている。また、新規事項の追加及び実用新案登録請求の範囲の実質的な拡張・変更も禁止されている。

五項及び六項は、一項一号に規定された法定期間（二月）の延長規定及びその期間を徒過した場合の追完規定である。

七項は、請求項の削除を目的とする訂正について規定する。請求項の削除を目的とする訂正については、第三者の負担を軽減するものであるから、回数制限なしに、原則としていつでも可能である。ただし、無効審判が係属している間

は、審判の迅速な処理の観点から審理終結通知（四一条において準用する特一五六条一項）の後は訂正を行うことができない。審理終結通知後に審理が再開された場合（四一条において準用する特一五六条二項）には、その後更に審理終結が通知されるまでは訂正が可能となる。なお、平成一六年の一部改正は実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正の規定が追加されたが、請求項の削除を目的とする訂正についての規定は実質的に変更されていない。

八項は、無効審判が実用新案権の消滅後においても請求できる（三七条二項）ことから、実用新案権の消滅後であっても権利が無効とされた場合を除き、訂正を行うことを認める旨を規定する。

九項は、訂正をする際には訂正書を提出しなければならない旨を規定する。また、一〇項は、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正をする際には、訂正した明細書等を添付しなければならないことを規定する。

一一項は、訂正の効果について、特許法一二八条と同様に遡及効が認められる旨を規定したものである。

一二項は、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正があったときは、訂正した明細書等を実用新案公報に掲載し、請求項の削除を目的とする訂正があったときは、訂正がなされた旨を実用新案公報に掲載することを規定したものである。

一三項は、特許法一二七条（訂正を請求するにあたっての実施権者の許諾）、権利の共有者全員による請求を規定した同一三二条三項（共同審判）を準用したものである。なお、特許法一三四条の二第五項（特許無効審判における訂正の請求）と異なり、特許法一三二条四項（審判手続の中断又は中止の効果）を準用していないが、その理由は、実用新案法における訂正は、その適否について実体的な審理を行わないため、手続の中断という事態がそもそも生じないからである。

なお、平成一四年の一部改正において、特許法三六条二項の「明細書」から「特許請求の範囲」が分離されたことに伴い、本条にも同様の修正が加えられた。

また、平成一五年の一部改正において、三七条一項の審判を実用新案登録無効審判と規定する改正を行った。詳細に

については三七条「趣旨」参照されたい。

〔字句の解釈〕

〈訂正をすることができる〉特許法一三四条二項のように「訂正を請求することができる」と規定せずに、「訂正をすることができる」と規定したのは、特許法においては、審判官により訂正の可否についての実体的な審理がなされるが、実用新案法においては、実体的な審理を行うことなく、訂正を行うことを認めているからである。

〔参考〕

1 〈独立して実用新案登録を受けることができるものでなければならぬとする要件が規定されていない理由〉

特許権は実体審査を通過したもの、つまり特許を受けることができるものに付与されている。このため、特許の訂正要件として、独立して特許を受けることができるものでなければならぬとする要件を規定している（特許法一六条五項）。一方、実用新案権は実体審査を経ずに付与されており、実用新案登録を受けることができるものでなくとも実用新案権は付与されている。したがって、実用新案登録の訂正要件として、独立して実用新案登録を受けることができるものでなければならぬとの要件を規定していない。

2 〈訂正と実用新案技術評価書との関係〉

訂正により登録実用新案が変更された場合、訂正後の登録実用新案に係る実用新案技術評価書を提示して警告をした後でなければ、訂正後の実用新案権を行使することができないことは、実用新案技術評価書制度の趣旨にかんがみれば当然である（二九条の二参照）。

3 〈実用新案技術評価書の取得後に訂正を行った場合の留意点〉

実用新案技術評価書の取得後に訂正書が提出された場合であっても、特許制度における拒絶理由通知後の意見書・補正書の提出と異なり、新たな評価請求がない限り、訂正後の登録実用新案に係る実用新案技術評価書が作成される

ことはない。したがって、実用新案技術評価書取得後に訂正を行った場合において、訂正後の登録実用新案に係る実用新案技術評価書を取得するためには、再度評価請求を行う必要がある。

4 へ訂正における特許制度と実用新案制度の相違

特許制度においては、訂正の要件を満たしていない場合、訂正が認められることのないように審判において訂正が審理される。他方、実用新案制度においては、基礎的要件を満たしている限り訂正は認められることとなっており、仮に訂正の要件を満たさない訂正がされた場合であっても、その訂正は認められることとなる。訂正の要件を満たさない訂正がされた実用新案登録に対しては無効審判を請求することが可能であり、その結果、その実用新案登録は無効となる。

(訂正に係る補正命令)

第一四条の三 特許庁長官は、訂正書（前条第一項の訂正に係るものに限る。）の提出があつた場合において、その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の記載が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を指定して、その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に就いて補正をすべきことを命ずることができる。

- 一 その訂正書に添付した訂正した実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないとき。
- 二 その訂正書に添付した訂正した実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案が第四条の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。
- 三 その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の記載が第五条第六項第四号又は

第六条に規定する要件を満たしていないとき。

四 その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは図面に必要な事項が記載されおらず、又はその記載が著しく不明確であるとき。

(本条追加、平一六法律七九)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、平成一六年の一部改正により新設されたものであり、訂正した明細書等が基礎的要件を欠く場合は特許庁長官による補正命令の対象となる旨を規定したものである。

実用新案制度においては、いわゆる基礎的要件を満たしているものを登録すべきこととされている(六条の二)。一方、平成一六年の一部改正で導入された実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正がその要件を満たしているも、「考案」であるか否か等の基礎的要件を満たしていない場合(自然法則を利用していない手段(例えば、人間の精神的活動)が付加される場合等)が考えられる。特に、不当に広い権利範囲の請求項が設定されていた場合、訂正を経て単一性を満たさない複数の考案が記載される場合(例えば、請求項1に「自動車」と、請求項2に「自動車のタイヤ」と記載されていた場合において、「自動車」が公知であると判明した後に請求項1を「自動車のハンドル」と訂正された場合)が考えられ、その場合、出願人間の不公平が生じ、評価書の作成負担が数倍になる可能性がある。そこで、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正後の考案又は明細書等に対して、基礎的要件を満たしているか否かの判断を行うこととしたものである。

(存続期間)

第二十五条 実用新案権の存続期間は、実用新案登録出願の日から十年をもつて終了する。(改正、平五法律二六、平一六法律七九)

〔旧法との関係〕 一〇条

〔趣旨〕

本条は、実用新案権の存続期間について規定したものである。

従来は、出願公告から一〇年、ただし、出願日から一五年をこえないものと規定されていた。平成五年の一部改正においては、早期に実施され、ライフサイクルも短い技術について早期権利保護を図ることを目的として、実用新案権の存続期間は、出願の日から六年をもつて終了することとされた。平成一六年の一部改正においては、存続期間の見直しが行われ、実用新案権の存続期間が短すぎるとの出願人等の意見及び国際調和の観点から、出願の日から一〇年をもつて終了することとされた。

なお、平成五年の一部改正において、新規事項を追加する補正が無効理由とされた(三七条一項一号)ことから、要旨を変更する補正により出願日が繰り下がった場合の存続期間について規定した従来の二項は廃止された。

(実用新案権の効力)

第一六条 実用新案権者は、業として登録実用新案の実施をする権利を専有する。ただし、その実用新案権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録実用新案の実施をする権利を専有する範囲について

は、この限りでない。

〔旧法との関係〕 六条二項

〔趣旨〕

特許法六八条の「趣旨」参照。

（他人の登録実用新案等との関係）

第一七条 実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録実用新案がその実用新案登録出願の日前の出願に係る他人の登録実用新案、特許発明若しくは登録意匠若しくはこれに類似する意匠を利用するものであるとき、又はその実用新案権がその実用新案登録出願の日前の出願に係る他人の意匠権若しくは商標権と抵触するときは、業としてその登録実用新案の実施をすることができない。

（改正、平八法律六八）

〔旧法との関係〕 六条三項

〔趣旨〕

特許法七二条の「趣旨」参照。なお、平成八年の一部改正では、商標法において立体商標制度を導入したことに伴い、実用新案権と商標権とが抵触する場合もあり得ることとなったので、特許法の改正と同様に、抵触関係の対象として新たに商標権を追加した。

(専用実施権)

- 第一八条 実用新案権者は、その実用新案権について専用実施権を設定することができる。
- 2 専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録実用新案の実施をする権利を専有する。
- 3 特許法第七十七条第三項から第五項まで（移転等）、第九十七条第二項（放棄）並びに第九十八条第一項第二号及び第二項（登録の効果）の規定は、専用実施権に準用する。

〔旧法との関係〕 二六条において特許法四四條一項の規定を準用。

〔趣旨〕

特許法七七條の「趣旨」参照。

(通常実施権)

- 第一九条 実用新案権者は、その実用新案権について他人に通常実施権を許諾することができる。
- 2 通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録実用新案の実施をする権利を有する。
- 3 特許法第七十三条第一項（共有）、第九十七条第三項（放棄）及び第九十九条（登録の効果）の規定は、通常実施権に準用する。

〔旧法との関係〕 二六条において特許法四八条の規定を準用。

〔趣旨〕

特許法七八条の「趣旨」参照。

（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）

第二〇条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、特許法第二百二十三条第一項「特許の無効審判」の特許無効審判（以下この項において単に「特許無効審判」という。）の請求の登録前に、特許が同項各号のいずれかに規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における実用新案権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一 実用新案登録に係る考案と特許に係る発明とが同一である場合において、特許を無効にした場合における原特許権者（改正、平五法律二六）

二 特許を無効にしてその発明と同一の考案について正当権利者に実用新案登録をした場合における原特許権者（改正、平五法律二六）

三 前二号に掲げる場合において、特許無効審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者（改正、平五法律二六）

（改正、昭五三法律三〇、平五法律二六、平六法律一一六、平一六法律七九）

2 当該実用新案権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利

を有する。

〔旧法との関係〕 八条

〔趣旨〕

特許法八〇条の「趣旨」参照。なお、一項は、平成五年の一部改正において、実体的要件についての審査を経ることなく登録がなされることになったため、実用新案登録が無効理由を有することを知らずに当該考案を実施していたとしても、無効理由を有していた実用新案権の権利者（旧一号、三号）、専用実施権者、登録した通常実施権者（旧五号）に対しては、中用権（通常実施権）を認めないこととした。

また、特許権を無効とされた原特許権者等が中用権（通常実施権）を有するのは、その特許を無効にした場合に残された有効な実用新案権又はその専用実施権に対してである旨を明らかにするため、該当箇所を改正した。

（不実施の場合の通常実施権の設定の裁定）

第二一条 登録実用新案の実施が継続して三年以上日本国内において適当にされていないときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、実用新案権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。ただし、その登録実用新案に係る実用新案登録出願の日から四年を経過していないときは、この限りでない。（改正、昭四〇法律八一、昭四六法律九六）

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

3 特許法第八十四条から第九十一条の二まで（裁定の手続等）の規定は、前項の裁定に準用する。（改正、昭三七

法律一六一

〔旧法との関係〕 該当条文なし。

〔趣旨〕

旧特許法四一条はパリ条約五条の規定にもとづき不実施の場合の措置について規定していたが、旧実用新案法にはならぬの規定がなかった。しかし、条約五条A(5)には「(1)から(4)までの規定は、実用新案に準用する。」という規定があり、また現行法では実用新案登録の対象を発明と同性質の考案であるとしたことに伴い本条を設けることにしたのである。詳細は特許法八三条の「趣旨」を参照されたい。

(自己の登録実用新案の実施をするための通常実施権の設定の裁定)

第二二条 実用新案権者又は専用実施権者は、その登録実用新案が第十七条「他人の登録実用新案等との関係」に規定する場合に該当するときは、同条の他人に対しその登録実用新案の実施をするための通常実施権又は特許権若しくは意匠権についての通常実施権の許諾について協議を求めることができる。(改正、昭四六法律九六)

2 前項の協議を求められた第十七条の他人は、その協議を求めた実用新案権者又は専用実施権者に対し、これらの者がその協議により通常実施権又は特許権若しくは意匠権についての通常実施権の許諾を受けて実施をしようとする登録実用新案の範囲内において、通常実施権の許諾について協議を求めることができる。(追加、昭五〇法律四六)

3 第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、実用新案権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。(改正、昭五〇法律四六)

4 第二項の協議が成立せず、又は協議をすることができない場合において、前項の裁定の請求があつたときは、第十七条の他人は、第七項において準用する特許法第八十四条〔答弁書の提出〕の規定によりその者が答弁書を提出すべき期間として特許庁長官が指定した期間内に限り、特許庁長官の裁定を請求することができる。（追加、昭五〇法律四六）

5 特許庁長官は、第三項又は前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第十七条の他人又は実用新案権者若しくは専用実施権者の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。（改正、昭五〇法律四六）

6 特許庁長官は、前項に規定する場合のほか、第四項の場合において、第三項の裁定の請求について通常実施権を設定すべき旨の裁定をしないときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。（追加、昭五〇法律四六）

7 特許法第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで（裁定の手続等）の規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。（改正、昭三七法律一六一、昭五〇法律四六）

〔旧法との関係〕 一一條

〔趣旨〕

本条は、旧法二一條に規定する内容を規定したものである。旧法は特許権を重視する精神から、特許発明と登録実用新案とが利用関係にある場合であっても特許権者のみに実施許諾審判の請求を認めていた。しかし、現行法では特許権の対象も実用新案権の対象もともに技術的思想であると改められたのであるから、特に特許権（および特許発明）を優遇する必要はない。本条が特許発明を利用する場合に実用新案権者も裁定の請求をすることができるとしたのは、このよ

うな理由にもとづく。詳細は特許法九二条の「趣旨」を参照されたい。

(公共の利益のための通常実施権の設定の裁定)

第二三条 登録実用新案の実施が公共の利益のため特に必要であるときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、実用新案権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。(改正、昭四六法律九六)

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、経済産業大臣の裁定を請求することができる。(改正、平一一法律一六〇)

3 特許法第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで(裁定の手続等)の規定は、前項の裁定に準用する。(改正、昭三七法律一六一)

〔旧法との関係〕 二六条において特許法四〇条の規定を準用。

〔趣旨〕

特許法九三条の「趣旨」参照。

(通常実施権の移転等)

第二四条 通常実施権は、第二十一条第二項「不実施の場合の通常実施権の設定の裁定」、第二十二条第三項若しくは

第四項「自己の登録実用新案の実施をするための通常実施権の設定の裁定」若しくは前条第二項、特許法第九十二条第

三項「自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定」又は意匠法第三十三条第三項「通常実施権の設定の

〔裁定〕の裁定による通常実施権を除き、実施の事業とともにする場合、実用新案権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、実用新案権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。（改正、昭四〇法律八一、昭五〇法律四六、平六法律一一六）

2 通常実施権者は、第二十一条第二項、第二十二条第三項若しくは第四項若しくは前条第二項、特許法第九十二条第三項又は意匠法第三十三条第三項の裁定による通常実施権を除き、実用新案権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、実用新案権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について質権を設定することができる。（改正、昭四〇法律八一、昭五〇法律四六、平六法律一一六）

3 第二十一条第二項又は前条第二項の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合に限り、移転することができる。（追加、昭四〇法律八一、改正、平六法律一一六）

4 第二十二条第三項、特許法第九十二条第三項又は意匠法第三十三条第三項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該実用新案権、特許権又は意匠権が実施の事業とともに移転したときはこれらに従つて移転し、その実用新案権、特許権又は意匠権が実施の事業と分離して移転したとき、又は消滅したときは消滅する。（改正、昭四〇法律八一、昭五〇法律四六、平六法律一一六）

5 第二十二条第四項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該実用新案権、特許権又は意匠権に従つて移転し、その実用新案権、特許権又は意匠権が消滅したときは消滅する。（本項追加、平六法律一一六）

〔旧法との関係〕 二六条において特許法五一条の規定を準用。

〔趣旨〕

特許法九四条の〔趣旨〕参照。

(質権)

第二五条 実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該登録実用新案の実施をすることができない。

2 特許法第九十六条(物上代位)の規定は、実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権に準用する。

3 特許法第九十八条第一項第三号及び第二項(登録の効果)の規定は、実用新案権又は専用実施権を目的とする質権に準用する。

4 特許法第九十九条第三項(登録の効果)の規定は、通常実施権を目的とする質権に準用する。

[旧法との関係] 該当条文なし

[趣旨]

特許法九五条の「趣旨」参照。

(特許法の準用)

第二六条 特許法第六十九条第一項及び第二項、第七十条から第七十一条の二まで(特許権の効力が及ばない範囲及び特許発明の技術的範囲)、第七十三条(共有)、第七十六条(相続人がない場合の特許権の消滅)、第七十九条(先使用による通常実施権)、第八十一条、第八十二条(意匠権の存続期間満了後の通常実施権)、第九十七条第一項(放棄)並びに第九十八条第一項第一号及び第二項(登録の効果)の規定は、実用新案権に準用する。

(改正、昭五〇法律四六、平一一法律四一)

〔旧法との関係〕 二六条において特許法の規定を準用。

〔趣旨〕

本条は、特許法の準用についての規定である。特許法第四章第一節特許権の規定は六六条から九九条までであり、本条の準用から除外されているのは、この法律に特許法と対応する別の規定があるか(たとえば、一七条は特七二条の対応規定)、本条とは別の条文で準用されているか(たとえば、特八四条は二一条三項で準用している)、または特許の対象にはなるが実用新案の対象になり得ないものに関する規定(たとえば、特六九条三項は「二以上の医薬を混合することにより製造されるべき医薬の発明」および「二以上の医薬を混合して医薬を製造する方法の発明」に関する規定)である。

なお、平成十一年の一部改正において、新設された特許法七一条の二(鑑定の嘱託)の規定が新たに準用されることとなった。

第二節 権利侵害

(差止請求権)

第二七条 実用新案権者又は専用実施権者は、自己の実用新案権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者(以下「侵害者等」という。)に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。(改正、平五法律二六)

2 実用新案権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(プログラ

ム等（特許法第二条第四項に規定するプログラム等をいう。次条において同じ。）を含む。以下同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。（改正、平一四法律二四）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法一〇〇条の〔趣旨〕参照。なお、平成一四年の一部改正において、特許法二条において、「物（プログラム等を含む。以下同じ。）」と定義することにより、特許法上の「物」に「プログラム等」が含まれることが明確化された。実用新案法の保護対象である「物品」は有体物であり、無体物である「プログラム等」は含まれないが、二八条の間接侵害規定における「登録実用新案に係る物品の製造に用いる物」には、侵害物品を製造するために用いられる工作機の制御プログラム等が含まれ得る。また、間接侵害の対象となる「物」に「プログラム等」が含まれるとした場合、二項に規定される差止請求の対象である「侵害の行為を組成した物」にも「プログラム等」が含まれることになる。この点を明確にするため、実用新案法の条文上に先に出てくる本条において、実用新案法の「物」に「プログラム等」が含まれることとされた。

（侵害とみなす行為）

第二八条 次に掲げる行為は、当該実用新案権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

- 一 業として、登録実用新案に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）若しくは輸入又は譲渡等の

申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二 登録実用新案に係る物品の製造に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその考案による課題の解決に不可欠なものにつき、その考案が登録実用新案であること及びその物がその考案の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

三 登録実用新案に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為（本号追加、平一八法律五五）

（改正、平六法律一一六、平一四法律二四）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法一〇一条の「趣旨」参照。

なお、平成一四年の一部改正において、特許法一〇一条の改正に合わせ、主観的要件と客観的要件の両面から規定する欧米型の規定が追加されるとともに、プログラム等の電気通信回線を通じた提供が間接侵害行為に含まれることとされた。また、特許法の表現に合わせ間接侵害の対象物である「物」に対する行為については、「製造」に代えて「生産」の語を用いることとされた。これは「物品」は「製造」、「物」は「生産」という文言上の整理に基づく改正であり、実質的な内容の変更ではない。

また平成一八年の一部改正において、実用新案権の侵害とみなす行為として第三項が追加された。詳細については特許法一〇一条「趣旨」を参照されたい。

(損害の額の推定等)

第二九条 実用新案権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に對しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物品を譲渡したときは、その譲渡した物品の数量(以下この項において「譲渡数量」という。)に、実用新案権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、実用新案権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において、実用新案権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を実用新案権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。(本項追加、平一〇法律五一)

2 実用新案権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、実用新案権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

3 実用新案権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対し、その登録実用新案の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。(改正、平一〇法律五一)

4 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、実用新案権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについ

て、これを参酌することができる。(改正、平二〇法律五一)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法一〇二条の「趣旨」参照。

(実用新案技術評価書の提示)

第二十九条の二 実用新案権者又は専用実施権者は、その登録実用新案に係る実用新案技術評価書を提示して警告を

した後でなければ、自己の実用新案権又は専用実施権の侵害者等に対し、その権利を行使することができない。

(本条追加、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、平成五年の一部改正において新たに設けられたものであり、実用新案権が実体的要件についての審査を経ずに付与される権利とされたことから、権利の濫用を防止するとともに第三者に不測の不利益を与えることを回避するため、権利者は、権利の有効性に関する客観的な判断材料である実用新案技術評価書(二二条)を提示した後でなければ権利行使を認めないことを規定したものである。これによって、権利者による権利行使が適切かつ慎重なものとなるため、瑕疵ある権利の濫用を防止することが可能となる。

この規定に反し、実用新案技術評価書を提示せずに行った警告は、有効なものとは認められず、その状態で侵害訴訟

を提起しても、直ちに請求が却下されるわけではないが、評価書が提示されない状態のままでは、権利者の差止請求、損害賠償請求等は認容されないものと解される。

(実用新案権者等の責任)

第二十九条の三 実用新案権者又は専用実施権者が侵害者等に対しその権利を行使し、又はその警告をした場合において、実用新案登録を無効にすべき旨の審決(第三十七条第一項第六号に掲げる理由によるものを除く。)が確定したときは、その者は、その権利の行使又はその警告により相手方に与えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、実用新案技術評価書の実用新案技術評価(当該実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案が第三条第一項第三号及び第二項(同号に掲げる考案に係るものに限る。)、第三条の二並びに第七条第一項から第三項まで及び第七項の規定により実用新案登録をすることができない旨の評価を受けたものを除く。)に基づきその権利を行使し、又はその警告をしたとき、その他相当の注意をもつてその権利を行使し、又はその警告をしたときは、この限りでない。(改正、平一〇法律五一)

2 前項の規定は、実用新案登録出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面についてした第十四条の二第一項又は第七項の訂正により実用新案権の設定の登録の際における実用新案登録請求の範囲に記載された考案の範囲に含まれないこととなつた考案についてその権利を行使し、又はその警告をした場合に準用する。

(本条追加、平五法律二六、改正、平一四法律二四、平一六法律七九)

[旧法との関係]

該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、平成五年の一部改正において新たに設けられたものであり、実用新案権者及び専用実施権者がその権利を行使した場合の責任について規定したものである。

平成五年の一部改正により、実的要件についての審査を行うことなく権利が付与された場合、権利者（専用実施権者を含む。以下同じ。）は、瑕疵ある権利を濫用することのないよう、より慎重な判断の下に権利を行使（警告を含む。以下同じ。）することが求められる。すなわち、実的要件についての審査を行うことなく権利が付与される場合の権利者は、権利行使に当たって、より高度な注意義務を有することとなる。

一項は、行使した権利が無効であった場合には、権利者が注意義務に違反したものとして、立証責任の転換を図り、権利者が相当の注意をもって権利を行使したことを立証しない限り、損害賠償責任を負う旨を規定したものであり、第三者が不測の損害を被ることのないようにしたものである。

このように、無効な権利を行使した権利者に対する過失の立証責任の転換を図ることとした場合、権利者が免責されるためには、相当の注意をもって権利を行使したことを立証する必要がある、そのような立証を行うには、権利者は、実用新案技術評価書（以下単に「評価書」という。）の請求、自己調査、鑑定等により自ら権利の有効性を確保する必要がある。ただし、権利者は、評価書を権利の有効性を判断するための有力な手段として活用することができるというのが評価書制度の立法趣旨であることから、例えば、評価書における評価（登録性も否定する旨の評価を除く。）に基づき権利を行使した後に評価書の調査の範囲内において新たな証拠が示され、権利が無効とされたような場合、当該証拠が示される以前の行為については、原則として過失は問われないものと考えることが妥当である。しかしながら、権利者が当該無効原因となった公知文献をそれ以前から知っていた等の特段の事情がある場合については、たとえ評価書の評価が登録性を否定するものでなく、そのような評価に基づく権利行使であっても、権利者は免責されないと考える。

また、評価書の調査の対象外の文献、公知、公用の技術等によりその権利が無効とされた場合については、権利者が相当の注意を尽くしたか否かは、当該文献、公知、公用技術等について必要と認められる範囲の調査、これらに関連する当事者双方の鑑定の利用の有無等も含めて具体的に判断されることが妥当であると考ええる。

以上の趣旨を明確にするため、権利者が評価（登録性を否定する旨の評価を除く。）に基づき権利を行使したとき、その他相当の注意をもって権利を行使したときは、損害賠償責任を免れる旨を規定することとした。

なお、平成一〇年の一部改正では、七条六項が項ずれしたことに伴う形式的改正が行われた。

二項は、旧特許法五二条四項（仮保護の権利を行使した場合の権利者の責任）後段に相当する規定で、権利を行使した後の訂正により権利範囲が変更された結果、その行使の対象となった相手方の実施していた行為が、設定登録の際における実用新案登録請求の範囲に記載されている考案の技術的範囲に含まれなかったときについても、前項に規定する損害賠償責任を負う旨を規定したものである。

なお、平成一四年の一部改正において、特許法三六条二項の「明細書」から「特許請求の範囲」が分離されたことに伴い、本項にも同様の修正が加えられた。

また、平成一六年の一部改正では、一四条の二の項の位置が変更されたことに伴い、必要な改正が行われた。

〔字句の解釈〕

〈損害を賠償する責めに任ずる〉単に権利行使について過失があったものと推定する旨の規定を設けることも考えられ
たが、民法七〇九条（不法行為）の解釈上、不法行為の成立要件は、「違法性（権利侵害）」「損害の発生」「責任（故意、過失）」とされており、単に権利行使について過失があったものと推定するのみでは、そもそも違法性を欠くとして
不法行為が成立せず、瑕疵ある権利の行使を受けた第三者の保護が十分に図られないおそれがある。このため、無効
な権利に基づく訴訟の提起が違法であることを明確にする必要があることから、無過失であることの立証がない限

り、権利者が損害賠償責任を負う旨を規定することとした。

(特許法の準用)

第三〇条 特許法第百四条の二から第百六条まで（具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等、当事者尋問等の公開停止及び信用回復の措置）の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。

（改正、平五法律二六、平一一法律四一、平一六法律二二〇）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、権利侵害について特許法の条文を準用したものである。実用新案登録は方法の考案について与えられることがないため、特許法一〇四条は準用されない。

また、従来は、特許法一〇三条を準用することにより、他人の権利を侵害した場合、侵害者には過失が推定されていた。これは、権利の内容については、実体審査を経たもののみが公報等によって公示されているものであること、侵害となるのは事業者のみであることから、当業者であれば公報等を調査すべき注意義務があることを前提としたものである。

しかしながら、平成五年の一部改正においては、登録前に実体的要件についての審査を行わないことから、当業者に
出願され登録された権利すべてについて有効性まで含めて自ら調査すべき義務を負わせるのは妥当ではないことから、

特許法一〇三条を準用しないこととした。この結果、権利者が侵害者に対して損害賠償を請求する際には、民法七〇九条に基づき、相手方の故意又は過失を立証する必要がある。

また、平成十一年の一部改正において、新設された特許法一〇四条の二（具体的態様の明示義務）、一〇五条の二（損害計算のための鑑定）、一〇五条の三（相当な損害額の認定）の規定が、新たに準用されることになった。

さらに、平成一六年の裁判所法等の一部改正において、新設された特許法一〇四条の三（特許権者等の権利行使の制限）及び一〇五条の四から一〇五条の七（秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等及び当事者尋問等の公開停止）の規定が、新たに準用されることになった。

第三節 登録料

（登録料）

第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、実用新案権の設定の登録の日から第十五条〔存続期間〕に規定する存続期間の満了の日までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年二千百円に一請求項につき百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年六千百円に一請求項につき三百円を加えた額
第七年から第十年まで	毎年一万八千百円に一請求項につき九百円を加えた額

(改正、昭四五法律九一、昭五〇法律四六、昭五三法律二七、昭五六法律四五、昭五九法律二三、昭六二法律二七、平五法律二六、平一〇法律五一、平一一法律四一、平一六法律七九)

2 前項の規定は、国に属する実用新案権には、適用しない。(改正、平一一法律三二〇、平一五法律四七)

3 第一項の登録料は、実用新案権が国又は第三十二条の二の規定若しくは他の法令の規定による登録料の軽減若しくは免除(以下この項において「減免」という。)を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する登録料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。(本項追加、平一一法律三二〇、改正、平一五法律四七)

4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。(本項追加、平一〇法律五一、改正、平一一法律三二〇、平一五法律四七)

5 第一項の登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。(本項追加、昭五九法律二四、改正、平八法律六八、平一一法律一六〇、平一一法律三二〇、平一五法律四七)

〔旧法との関係〕 二〇条

〔趣旨〕

本条は登録料を定めたものであり、特許法一〇七条の「趣旨」参照(なお、昭和四五年、昭和五〇年、昭和五三年、昭和五六年、昭和五九年、昭和六二年、平成五年、平成一二年及び平成一六年の各種手数料の改定に伴う一部改正によってそれぞれ料金改定が行われている)。

なお、一項は、実用新案権者が納付すべき登録料について規定したものであるが、登録料は、権利の取得がもたらす経済的利益の蓋然性に着目して徴収しているものであるから、登録料の起算日は実際に権利が発生する設定登録の日とし、登録料の納付については、設定登録の日から起算した各年であつて、存続期間が満了する日までの各年について納付すべき旨を規定したものである。

三項には、実用新案登録料についても、三二条の二において資力に乏しい者に対して、また大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律においてTLOに対して減免措置が定められていることにかんがみ、特許法一〇七条四項と同様の規定が設けられている。

平成一一年の一部改正において、特許料の場合と同様に、一請求項毎の料金を引き下げる改正を行った。

平成一六年の一部改正では、実用新案権の存続期間が延長されたことに伴い、第七年から第一〇年までの登録料が新設された。また、この新設する登録料による収入増を考慮した収支均衡の観点、出願時の負担を軽減すべきとの要請、及び実用新案登録出願を行うおとする意欲を高める観点を踏まえて、第一年から第三年まで及び第四年から第六年までの登録料が引き下げられた。

(登録料の納付期限)

第三二条 前条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の登録料は、実用新案登録出願と同時に(第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更又は第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項の規定による出願の分割があつた場合にあつては、その出願の変更又は出願の分割と同時に)一時に納付しなければならぬ。(改正、昭六二法律二七、平五法律二六)

2 前条第一項の規定による第四年以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならぬ。(改正、昭六二

法律二七、平五法律二六)

3 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項に規定する期間を延長することができる。(改正、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 施規六条

〔趣旨〕

特許法一〇八条の「趣旨」参照。なお、一項は、従来は、実体的要件についての審査を経た後、登録査定等の謄本を出願人に送達し、送達日から三〇日以内になされる第一年分から第三年分までの登録料の納付を待って設定登録を行っていたが、平成五年の一部改正において、出願後、早期に登録を行うこととしているため、基礎的要件の審査を行った後に改めて出願人による登録料の納付を待っていたのでは、登録が遅れることとなるため、第一年から第三年までの各年の登録料は出願時に一時に納付しなければならないことを規定することとした。

また、本項中のかっこ書は、出願の変更や出願の分割がなされた場合の登録料の納付期限は遡及する先の出願日ではなく、実際の出願が行われた日であることを規定したものである。

なお、本項により出願時に登録料を納付した後に、出願が却下された場合等には、三四条一項二号の規定により登録料の返還を認めることとした。

また、二項及び三項は、平成五年の一部改正において、出願公告制度が廃止されたことに伴い、出願公告から設定登録までに三年以上を要した場合の登録料の納付について規定した箇所を削除した。

(登録料の減免又は猶予)

第三十二条の二 特許庁長官は、第三十一条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の登録料を納付すべき者がその実用新案登録出願に係る考案の考案者又はその相続人である場合において貧困により登録料を納付する資力がないと認めるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

(本条追加、平一一法律四一)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、登録料の免除、猶予について規定したものであり、平成十一年の一部改正において新たに設けられたものである。平成十一年の一部改正前には、登録料の免除、猶予について、三六条において特許法一〇九条を準用していた。しかしながら、平成十一年の特許法の一部改正において、特許法一〇九条の規定が改正され、対象者に使用者等が追加されたが、実用新案の場合、登録料の免除、猶予の対象者は考案者又はその相続人のみであるので、実用新案法で特許法一〇九条を準用することはできなくなったことに伴い、登録料の免除、猶予について新たに規定したものである。実用新案の場合、使用者等が対象とならない理由は、実用新案は元来、創造性の低い小発明を保護することを目的としており、実用新案関係料金は特許関係料金の六〇七割と低廉に設定されていることによる。

また、考案者又は相続人が軽減、免除または猶予をうけることができるのは第一年から第三年までの登録料に限られる。その理由は二〜三年も経過すれば多くの考案は利用についての目安もつき、登録料を納付することができるであ

うという理由にもとづく。

なお、減免の手續については、政令で定めている。

(登録料の追納)

第三三条 実用新案権者は、第三十二条第二項に規定する期間又は前条の規定による納付の猶予後の期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。(改正、平五法律二六、平一一法律四一)

2 前項の規定により登録料を追納する実用新案権者は、第三十一条第一項〔登録料〕の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

3 前項の割増登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。(本項追加、昭五九法律二四、改正、平八法律六八、平一一法律一六〇)

4 実用新案権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に第三十一条第一項の規定による第四年以後の各年分の登録料及び第二項の割増登録料を納付しないときは、その実用新案権は、第三十二条第二項に規定する期間の経過の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。(改正、昭五九法律二四、昭六二法律二七、平五法律二六、平一一法律四一)

5 実用新案権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に前条の規定により納付が猶予された登録料及び第二項の割増登録料を納付しないときは、その実用新案権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

す。(改正、昭五九法律二四、平五法律二六、平一一法律四一)

〔旧法との関係〕 二六条において特許法六九条の規定を準用。

〔趣旨〕

特許法一一二条の「趣旨」参照。なお、平成五年の一部改正において、三二条二項ただし書が削除されたことおよび従来の三四条が三六条へ移動したことに伴い、該当箇所を改正した。また、平成八年の一部改正では、三項に規定する割増登録料の納付方法についても、登録料の場合(三一条)と同様に、特許印紙による納付に加えて現金による納付を可能とした。

なお、一項及び五項は、平成一一年の一部改正において、特許法一〇九条の規定に相当する条文を新たに設けた(三二条の二)ことに伴い、特許法一〇九条の準用を削除した。

(登録料の追納による実用新案権の回復)

第三三條の二 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた実用新案権又は同条第五項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた実用新案権の原実用新案権者は、その責めに帰することができない理由により同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に同条第四項又は第五項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができなかつたときは、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。

2 前項の規定による登録料及び割増登録料の追納があつたときは、その実用新案権は、第三十二条第二項〔登録料の納付期限〕に規定する期間の経過の時にさかのぼつて存続していたもの又は初めから存在していたものとみ

なす。

(本条追加、平六法律一一六)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法一一二条の二の「趣旨」参照。

(回復した実用新案権の効力の制限)

第三三条の三 前条第二項の規定により実用新案権が回復したときは、その実用新案権の効力は、第三十三条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後実用新案権の回復の登録前に輸入し、又は日本国内において製造し、若しくは取得した当該登録実用新案に係る物品には、及ばない。

2 前条第二項の規定により回復した実用新案権の効力は、第三十三条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後実用新案権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該考案の実施

二 当該登録実用新案に係る物品の製造に用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為
(改正、平一四法律二四)

三 当該登録実用新案に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為(本号追加、平一八法律五五)
(本条追加、平六法律一一六)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法一・二条の三の「趣旨」参照。

なお、平成一四年の一部改正において、回復した実用新案権の効力の及ばない範囲が間接侵害規定の改正に合わせた適切なものとなるよう、「のみ」要件の削除等、所要の改正が行われた。

また平成一八年の一部改正において、特許法と同様に権利の消滅から回復登録までの所定期間内において回復後の実用新案権の効力が及ばない行為として、当該実用新案に係る物品の第三者による「譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為」を追加した。

（既納の登録料の返還）

第三四条 既納の登録料は、次に掲げるものに限り、納付した者の請求により返還する。

一 過誤納の登録料

二 実用新案登録出願を却下すべき旨の処分が確定した場合の登録料

三 実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料

四 実用新案権の存続期間の満了の日の属する年の翌年以後の各年分の登録料

（改正、平八法律六八）

2 前項の規定による登録料の返還は、同項第一号の登録料については納付した日から一年、同項第二号又は第三号の登録料についてはそれぞれ処分又は審決が確定した日から六月、同項第四号の登録料については実用新案権の設定の登録があつた日から一年を経過した後は、請求することができない。

〔旧法との関係〕 二六条において特許料の規定を準用。

〔趣旨〕

本条は、既納の登録料の返還について規定したものであり、平成五年の一部改正において新たに設けられたものである。

一項は、既に納付済みの登録料の返還が認められる場合を規定したものであり、従来は、既納の登録料の返還について、三四条において特許法一一一条の規定を準用していたが、平成五年の一部改正において第一年から第三年までの各年分の登録料は、出願時に納付しなければならないと規定された(三二条一項)ことに伴い、その後出願を却下すべき処分が確定した場合、出願は結局登録されなかったのであるから、納付済みの登録料の返還請求を認める旨を新たに規定した(二号)ものである。

さらに、出願から登録までに長期間を要した結果、登録後に残されている権利期間を超えて既に出願時に登録料が納付されている場合も生じ得るため、既納の登録料のうち超過して支払われていた分についても返還請求を認めることとした(四号)。

また、過誤納の登録料(一号)、無効審決が確定した場合の登録料(三号)については、従来特許法を準用していた内容と変わりが無い。

なお、平成八年の一部改正において二号中の「無効」を「却下」に改めたが、これは七条四項の改正と同趣旨のものである。

二項は、登録料の返還請求が認められる期間について規定したものである。

過誤納の登録料（一項一号）および無効審決確定後の登録料（一項三号）についての返還請求の期限は、従来の三四条において準用していた特許法一一一条二項の規定と同様とした。また、出願却下後の登録料（一項二号）については、三号と同様に処分の確定の日から六月を返還請求の期限とした。さらに、一項四号に規定されている超過して納付された登録料については、超過して納付されたことがわかる時点が設定登録の日であることから、その日から一年間は返還請求を認めることとした。

第三五条 削除（削除、平五法律二六）

〔旧法との関係〕 二五条

〔参 考〕

本条は、拒絶査定に対する審判について規定していたが、平成五年の一部改正において、実体的要件についての審査を行うことなく早期に登録を行う制度が導入されたことに伴い、拒絶査定に対する審判が廃止されたため、削除された。

（特許法の準用）

第三六条 特許法第一百十条（利害関係人による特許料の納付）の規定は、登録料について準用する。（改正、昭六二

法律二七、平五法律二六、平一一法律四一）

〔旧法との関係〕 二六条において特許料の規定を準用。

〔趣旨〕

本条は、平成五年の一部改正において、従来規定されていた補正の却下の決定に対する審判が廃止されたことに伴い、従来の三四条が移動したものであり、登録料について特許法の条文を準用したものである。なお、平成五年の一部改正において、特許法一一一条の規定に相当する条文を新たに設けた(三四条)ことに伴い、同条の準用を削除した。